

I. 事実の概要

- 5 XとYは日頃から一人暮らしのお年寄りの家に侵入し、強盗を行ってきた。
- 平成31年2月19日、XとYは、いつもの通りの犯行を行うことを決め、強盗行為の実行はXが行い、Yは、Xの逃走を助け、得られた財物は7:3の割合で分配することで合意した。
- 同日15時30分、Xは、A宅に侵入し、その場にいたA(85歳女性)の胸ぐらをつかんで
10 仰向けに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧した上、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際前記暴行により、同所において、Aを即時死に至らしめた。
- 尚、Aは、心臓疾患を抱えており、Xの上記暴行は、それ自体が死因を形成するようなものではなく、Aの心臓疾患と相俟って、Aの死亡結果を引き起こしたものである。
- 15 X、Yの罪責を検討せよ。

II. 問題の所在

- Xによる暴行行為とAの死亡結果との間に因果関係が認められるか。本件において、被害者であるAは心臓疾患という特殊事情な事情を抱えているため、問題となる。
- 20

III. 学説の状況

- A説(条件説):その行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められるとする説¹。
- 25 B説(相当因果関係説):刑法上の因果関係を認めるためには、単に行為と結果との条件関係が認められるだけでは足りず、その条件関係の存在を前提として、結果に対する諸条件のうち、社会生活上の経験に照らして、その行為からその結果の生ずる事が相当であると認められるときに因果関係が肯定されるという説。
- 30 B-1説(主観説):本人が予見したか又は本人の能力に照らし予見し得べかりし範囲を以って因果関係の限界とする立場²。
- B-2説(客観説):行為当時存在したすべての事情及び行為時に生じた客観的に予見可能な事情を考察する立場³。
- 35 B-3説(折衷説):「行為の当時に行行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識しえ

¹ 大谷實『刑法講義各論[新版第4版]』(成文堂,2012年)202頁。

² 宮本英脩『宮本英脩著作集[第3巻]刑法大綱[第4版]』(成文堂,1984年)63頁。

³ 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016年)59頁。

た一般的事情を基礎として因果関係を判断する」立場⁴。

C 説(危険の現実化説):条件関係の存在を前提に、実行行為の危険性が結果へと現実化したかという基準によって因果関係を判断する説。

5

IV. 判例

最高裁昭和 46 年 6 月 17 日第一小法廷判決刑集 25 卷 4 号 567 頁。

[事実の概要]

10 被告人は、激昂し、このうえは同女に暴行を加えて金員を強取しようとして決意し、同女の胸倉をつかんでおおむけに倒し、頸部を絞めつけ、口部を押え、さらにその顔面を夏布団でおおい、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧したうえ、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際前記暴行により、同女を鼻口部閉塞に基づく窒息により即時死にいたらしめた。

[判旨]

15 致死の原因たる暴行は、必ずしもそれが死亡の唯一の原因または直接の原因であることを要するものではなく、たまたま被害者の身体に高度の病変があつたため、これとあいまって死亡の結果を生じた場合であつても、右暴行による致死の罪の成立を妨げないと解すべきことは所論引用の当裁判所判例の示すところであるから、たとひ、原判示のように、被告人の本件暴行が、被害者の重篤な心臓疾患という特殊の事情さえなかつたならば致死の結果を生じなかつたであろうと認められ、しかも、被告人が行為当時その特殊事情のあることを知らず、また、致死の結果を予見することもできなかつたものとしても、その暴行がその特殊事情とあいまって致死の結果を生ぜしめたものと認められる以上、その暴行と致死の結果との間に因果関係を認める余地があるといわなければならない。

[引用の趣旨]

25 本判例は被告人の暴行が、被害者の特殊事情と相俟って致死結果を生じさせている点が類似している。

被害者の特殊事情が存在した場合でも暴行と致死結果の間に因果関係が認められるか、を検討するにあたり参考となる判例である。

30 V. 学説の検討

A 説:異常な因果経過をたどった場合にも因果経過が肯定されてしまう⁵。したがって、検察側は A 説を採用しない。

35 B 説:刑法において因果関係は構成要件該当性の中で判断するものであり、事実的な条件関係が認められるだけでは不当に処罰の範囲を広げてしまうことが予測されることから妥当ではなく、ある程度の絞りをかけることが求められる。そして、かかる絞りは相当性を判断する際に判断基底に何を取り込むのかが重要となる。

⁴ 大谷・前掲書 207 頁。

⁵ 高橋則夫『刑法総論[第 2 版]』(成文堂,2013 年)121 頁。

5 B-1 説:「行為者が認識・予見しえなかった事情については、一般人が認識・予見しえた場合でも判断の基礎とすることができないから、この場合にも因果関係が否定されることになり、経験則上偶然的結果でないものまでも排除してしまう点で、判断の基礎として狭すぎる⁶。」したがって、検察側は B-1 説を採用しない。

10 B-2 説:客観説は、元来裁判時における事後予測を建前とするのだから、行為後に発生した事情についてもすべて判断の基礎とすべきであり、これを一般的な予見可能性を基準として限定しようとするのは理論的に一貫しないものがある⁷。また、一般人ですら知り得ない特殊な事情を基礎に因果関係を認めることになり、行為者にとって、余りに酷である⁸。したがって、検察側は B-2 説を採用しない。

15 B3 説:「因果関係が客観的な構成要件要素であることと行為者の認識・予見を考慮することは矛盾する⁹。」行為時の事情を基礎とするため、行為後の偶然的な因果経過を考慮しえない。行為者の主観によって因果関係が左右されることを認めることとなる¹⁰。また、共犯の場合にも認識が異なる行為者によって因果関係の有無にも差異が生じることとなり妥当でない¹¹。したがって、検察側は B3 説を採用しない。

20 C 説:実行行為に含められている構成要件的结果を惹起する現実的な危険性が、実際に構成要件的结果へと現実化する過程こそが、実行行為による構成要件的结果惹起の過程である因果関係の内実にはほかならない¹²。このような理解は、実行行為に構成要件的结果を生じさせる現実的危険性を要求することによって、実行行為を限定する理解に符合している¹³。したがって、検察側は C 説を採用する。

25 VI. 本問の検討

第 1. X の罪責

1. X の A 宅に侵入した行為につき、住居侵入罪(刑法(以下法令名省略)130 条前段)が成立するか。

30 本件では、X は「住居」たる A の家に居住者 A の意思に反して、立ち入っており「侵入」したといえる。

よって、X のかかる行為には住居侵入罪が成立する。

2. X が A の胸ぐらをつかんで仰向けに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどし(以下、本件暴行とする)、同女所

⁶ 大谷・前掲書 207 頁。

⁷ 同上。

⁸ 前田雅英『刑法総論講義[第 5 版]』(東京大学出版会,2011 年)185 頁。

⁹ 山口・前掲書 58,59 頁。

¹⁰ 平野龍一『刑法総論 1』(有斐閣,1972 年)141 頁。

¹¹ 山口・前掲書 59 頁。

¹² 山口・前掲書 60、61 頁。

¹³ 同上。

有の現金および預金通帳を強取した行為につき、強盗致死罪(240条後段)が成立するか。

(1) 「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいう。そして、暴行は相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものをいう。

5 本件では、XはAの胸ぐらをつかんで仰向けに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなど、Aの身体に対し不法な有形力の行使を行なっている。そして、かかる行為は相手方であるAの反抗を実際に抑圧している。よってXの行為は「暴行」に当たる。

(2) 「強取」とは、暴行を用いて相手方の反抗を抑圧して、その意思によらずに、財物を自己または第三者の占有に移すことをいう。

10 本件では、XはAの反抗を抑圧し、その意思に反して、A所有の現金および預金通帳という財物を自己の占有に移しているため、強取したと言える。

(3) よって、本件では、Xは強盗犯人に当たる。

(4) 本件では、結果としてAが死亡している。

15 (5) ここで、Xの暴行行為は、それ自体が死因を形成するようなものではなかったが、Aの心臓疾患が相俟って死亡している。そこで、Xの本件暴行という実行行為とAの死亡という結果の間に因果関係を肯定することができるかが問題となる。

ア. 因果関係は行為と結果の結びつきの問題である。そして、実行行為とは、構成要件的结果惹起の現実的危険性を有する行為である。したがって検察側はC説を採用し、因果関係の存否は、当該行為の内包する危険が結果に現実化したかという観点から決するものと解する。具体的には、行為の危険性は、行為時に存在した全ての事情を基礎に客観的に判断されるべきであり、因果経過の経験的通常性自体には独自の意味はなく、それが欠ける場合であっても、「行為の危険性の結果への現実化」が認められるときは因果関係が肯定される。

20 イ. Aは85歳の高齢であり、体力は成人と比べ減衰し、心臓疾患があった。このようなAに対するXの本件暴行は、呼吸を著しく阻害し、もって疾患を有する心臓に過度の負担をかけ、両者が相まって死亡したと考えられる。従って、本件暴行行為は、Aを死亡させる現実的危険性を有する行為であり、かかる行為はAの死亡という結果で現実化している。

25 ウ. 以上より、因果関係を肯定することができる。

(6) 本件では、Xは強盗罪の故意しか有していない。そこで強盗致死罪の故意があるといえるか。

30 構成要件の故意(38条1項本文)とは、客観的構成要件該当事実の認識、認容をいう。そして強盗致死罪(240条後段)は強盗罪(236条1項)の結果的加重類型であるところ、結果的加重犯は基本犯の行為が重い結果発生の典型的かつ高度な危険性を持つ場合に設けられるものである。よって、結果的加重類型の行為には、基本犯の故意があれば足りると考えられる。

35 本件では、XはAに暴行を加え、Aの財物を強取することについて認識しているといえ、基本犯である強盗罪の故意(38条1項本文)が認められる。

また、Xは強取した財物を返還せずに自己の所有物として、その財物を利用処分する意思を有していたといえ、不法領得の意思も有していたと考えられる。

よって、Xの行為には強盗致死罪(240条後段)が成立する。

3. したがって、Xには住居侵入罪(130条前段)と強盗致死罪(240条後段)が成立し、両罪は

手段と結果の関係にあるので牽連犯(54条1項後段)となる。

第2. Yの罪責

1. YがXの逃走を助けた行為につき、Xと「共同し」といえ、強盗致死罪の共同正犯(60
5 条、240条後段)が成立しないか。Yは直接強盗罪の実行行為を行っていないことから、「共同し」といえるかが問題となる。

(1) 共同正犯の処罰根拠は、法益侵害を共同で惹起した点である。そのため、共謀共同正犯が成立するためには、①共謀、②共謀に基づく実行行為が必要である。また、共謀には意思連絡と正犯意思が求められる。

10 (2) Yは日頃から、Xとともに一人暮らしのお年寄りの家に侵入し強盗を行っており、本件においても、YはXといつも通りの犯行を行うと決めていることから、意思連絡はあったといえる。そして、YはXの逃走を助け、強盗行為の実行を成立させることで自らも財物の利益の3割を得ることを目的としており、正犯意思もあったといえる。よって共謀があったといえる。(①充足)

15 (3) もっとも、共謀に基づく実行行為があったといえるか。本件では、実行行為者であるXは強盗致死罪にあたる行為を行っており、事前に共謀していた内容とは異なる犯罪を遂げたといえることから、かかる共謀の射程が問題となる。

共犯の処罰根拠は上述の通りである。そして、共謀の射程が認められるためには、共犯者が実行行為者の行為について因果性を及ぼしたかどうかによって判断すべきである。

20 本件では、XとYは日頃から一人暮らしのお年寄りの家に侵入するという強盗を行っており、今回も85歳という高齢のA宅に強盗に入っていることから、Xのかかる行為に対してYは因果性を有していたといえる。また強盗罪は暴行を伴う犯罪類型であり、Xが被害者であるAを死亡させることは想定できたと思われる。

よって、共謀の射程はYに対して及ぶといえ、共謀に基づく実行行為があったといえる。

25 (②充足)

2. 以上より、YはXによる本件行為をXと「共同し」といえ、強盗致死罪の共同正犯が成立する。

3. また、同様にしてYはXがA宅に侵入した行為につき、Xと「共同し」といえ、住居侵入罪の共同正犯が成立する。

30

Ⅶ. 結論

1. Xの行為には住居侵入罪(130条前段)と強盗致死罪(240条前段)が成立し、両者は牽連犯(54条1項後段)となり、Xはその罪責を負う。

35 2. Yの行為についてはXとの関係で住居侵入罪と強盗致死傷罪の共同正犯が成立し、両者は牽連犯となり、Yはその罪責を負う。

以上